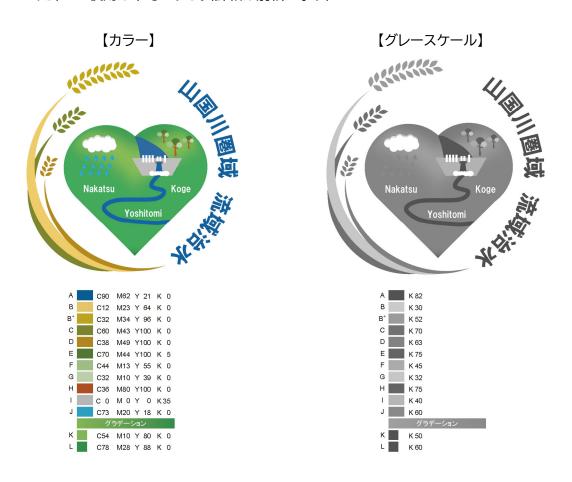
## 山国川圏域流域治水口ゴマーク 使用規程

令和6年3月29日 山国川圏域流域治水協議会

- 第 1 条 この規程は、山国川圏域流域治水協議会(以下「当協議会」という。)が作成した山国川圏域流域治水口ゴマークを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、当協議会に帰属する。
- 第 3 条 ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。(詳細は別紙に示す)



- 第 4 条ロゴマークを使用する場合は、その内容(取組名、取組主体(本ロゴマークを使用した主体)、 取組内容、連絡先(電話番号・メールアドレス)を事務局まで連絡すること。
  - ■ロゴマーク使用時の連絡先

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課

住所: 〒871-0026 大分県中津市大字高瀬1851-2

TEL:0979-24-0571

Mail:qsr-yamakuni@ki.mlit.go.jp

- 第 5 条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 山国川圏域流域治水の取組に寄与する目的に利用すること(営利を主たる目的としないものに限る)。
  - (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
  - (3) 当協議会の信用又は品位を傷つけないこと。
  - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
  - (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
  - (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
  - (7) 当協議会の事業又は当協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。
  - (8) 山国川圏域流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
  - (9) 第 3 条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
  - (10) その他当協議会が使用について不適当と認めた使用をしないこと。
- 第 6 条 当協議会は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。
- 第 7 条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当協議会は ロゴマークの使用を差し止めることができる。
  - (1) この規程に違反して使用した場合。
  - (2) 使用者が法令に違反した場合。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、当協議会が不適切と認めた場合。
- 第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。
- 第 9 条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が 自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、当協議会は、ロゴマークの使用に より生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。
- 第 10 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、当協議会が別に 定める。
- 附 則 この規程は、令和6年3月29日から施行する。

## 別紙 ロゴマーク使用規程(デザインについての注意事項)

## ロゴマーク/余白(アイソレーション)

ロゴが他の要素と識別できるよう、視認性や独立性を確保するために保護エリアを設けてください。他のデザイン要素や文字など配置しないようお願いいたします。



※画像のサイズは 130mm 350dpi です。 拡大して利用の際はご注意ください

## 使用カラー

ロゴやアイコン等の色や形状を無許可で勝手に改変することは、禁止いたします。 ロゴカラーは数値で明示しておりますが、配布画像をご利用ください。 画像の変形、回転、ドロップシャドウ、エンボス、部分利用等の加工も、禁止といたします。

